

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 2 4 日

(別 記) 御中

厚生労働省医政局経済課
厚生労働省保険局医療課

医療用医薬品の流通改善に向けた取組について（依頼）

医療用医薬品の流通改善については、平成 30 年 1 月 23 日付けで「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を発出、同年 4 月 1 日から適用し、全ての流通関係者に遵守を求めてきたところです。

流通関係者にあっては、現在、新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら、ガイドラインの遵守に努めていただいていると承知していますが、医療用医薬品の流通改善及び医療現場への安定供給を一層推進する観点から、ガイドラインに沿った取組の継続について、貴団体会員等に対し改めて周知いただきますようお願いいたします。

また、流通当事者間で交渉が行き詰まった場合などには、医政局経済課流通指導室（相談フォーム：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202004_01_ryutsugl）宛てに積極的にご相談いただきますようお願いいたします。

※ ガイドラインにおいては「2年に1回行われる薬価調査の間の年に薬価調査・薬価改定を行うことを考慮」とされていますが、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「本年の薬価調査を踏まえて行う 2021 年度の薬価改定については、骨太方針 2018 等の内容に新型コロナウイルス感染症による影響も勘案して、十分に検討し、決定する。」とされています。

(別 記)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
一般社団法人 日本保険薬局協会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
公益社団法人 日本臨床工学技士会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
一般社団法人 全国公私病院連盟
社会福祉法人 恩賜財団済生会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
全国厚生農業協同組合連合会
健康保険組合連合会
独立行政法人地域医療機能推進機構
宮内庁長官官房秘書課
法務省矯正局矯正医療管理官
文部科学省高等教育局医学教育課
総務省自治行政局公務員部福利課
防衛省人事教育局衛生官
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
日本製薬団体連合会
日本製薬工業協会
米国研究製薬工業協会
欧州製薬団体連合会
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会
一般社団法人 日本歯科商工協会